

防府市廃棄物処理施設の搬入許可及び受入拒否に関する要綱

平成27年12月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、防府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成8年防府市条例第27号。以下「条例」という。）及び防府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成8年防府市規則第49号。以下「規則」という。）に規定する、一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。以下同じ。）及び産業廃棄物の搬入許可及び受入拒否に関し、必要な事項を定めるものとする。

(一般廃棄物の搬入許可条件)

第2条 市長は、一般廃棄物を搬入しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、条例第14条第1項に規定する一般廃棄物の搬入許可をしないものとする。ただし、公衆衛生の見地から市長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 第7条第2項の規定により警告書の発行による警告を受けたにもかかわらず、当該警告を受けた違反内容について改善が認められないとき。
- (2) その他搬入基準に従わない恐れがあると認められるとき。

(一般廃棄物の搬入許可の期間)

第3条 条例第14条第1項の規定により一般廃棄物の搬入を許可する期間は、1年以内とし、一般廃棄物の排出状況等に応じて定めるものとする。ただし、当該許可期間の終了日は、当該許可期間の開始日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。第5条において同じ。）の末日を越えることができない。

(産業廃棄物の搬入許可条件)

第4条 市長は、産業廃棄物を搬入しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、条例第17条第1項に規定する産業廃棄物の搬入許可をしないものとする。

- (1) 条例第17条第2項の規定により搬入許可の取消し処分を受けた日から1年を経過していないとき。
- (2) 第8条第2項に規定する警告書の発行による警告を受けたにもかかわらず、当該警告を受けた違反内容について改善が認められないとき。

(3) その他搬入基準に従わない恐れがあると認められるとき。

(産業廃棄物の搬入許可期間)

第5条 条例第17条第1項の規定により産業廃棄物の搬入を許可する期間は、1年以内とし、産業廃棄物の排出状況等に応じて定めるものとする。ただし、当該許可期間の終了日は、当該許可期間の開始日の属する年度の末日を越えることができない。

(受入拒否の基準)

第6条 条例第15条第2項及び条例第18条第2項の規定により、廃棄物の受入れを拒否し、当該廃棄物を持ち帰らせる場合の基準は、別表のとおりとする。

(事業系一般廃棄物の搬入業者に対する改善指導)

第7条 市長は、事業系一般廃棄物を搬入しようとする事業者が別表の違反の内容に該当する場合、当該違反について改善するよう、口頭又は文書で指導するものとする。

2 市長は、5回を超えて前項の規定による指導を受けた事業者に対し、指導に併せて警告書を発し、及び改善計画書を提出させることができる。

3 第1項の規定により指導を受けた事業者について、最後に指導を受けた日から1年を経過して違反がない場合は、指導を遵守したものとして、前項の規定に係る当該事業者に対する指導の累積はないものとする。

(産業廃棄物の搬入業者に対する改善指導)

第8条 市長は、産業廃棄物を搬入しようとする事業者が別表の違反の内容に該当する場合、当該違反について改善するよう、口頭又は文書で指導するものとする。

2 市長は、2回を超えて前項の規定による指導を受けた事業者に対し、指導に併せて警告書を発し、及び改善計画書を提出させることができる。

3 第1項の規定により改善指導を受けた事業者について、最後に改善指導を受けた日から1年を経過して違反がない場合は、指導を遵守したものとして、当該事業者に対する指導の累積はないものとする。

(一般廃棄物の搬入許可の停止及び取消し)

第9条 条例第14条第2項に基づく一般廃棄物の搬入許可の停止は、次の各号のいずれかに該当するときに行うものとする。

(1) 第7条第2項に規定する警告書による警告を受けたにもかかわらず、当該警告を受けた違反内容について改善が認められないとき。

(2) 条例第15条第1項に違反したとき。

2 前項各号のいずれかに該当し、施設の運営に重大な支障を生じるおそれがあるときは、条例第14条第2項の規定により、当該事業者の一般廃棄物の搬入許可を取り消すものとする。

(産業廃棄物の搬入許可の停止及び取消し)

第10条 条例第17条第2項に基づく産業廃棄物の搬入許可の停止は、次の各号のいずれかに該当するときに行うものとする。

(1) 第8条第2項に規定する警告書による警告を受けたにもかかわらず、当該警告を受けた違反内容について改善が認められないとき。

(2) 条例第18条第1項に違反したとき。

2 前項各号のいずれかに該当し、施設の運営に重大な支障を生じるおそれがあるときは、条例第17条第2項の規定により、当該事業者の産業廃棄物の搬入許可を取り消すものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第7条第2項及び第8条第2項の規定については、この要綱の施行の日以後に行われた指導を初回の指導として適用する。

別表(第6条関係)

違反の内容	一般廃棄物 (条例第15条第2項関係)	産業廃棄物 (条例第18条第2項関係)
搬入物検査の拒否又は妨害	搬入した廃棄物全量の持ち帰り	搬入した廃棄物全量の持ち帰り
区域外廃棄物の混入	違反廃棄物の持ち帰り	搬入した廃棄物全量の持ち帰り
産業廃棄物の混入	違反廃棄物の持ち帰り	-
処理困難物の混入	違反廃棄物の持ち帰り	違反廃棄物の持ち帰り(初回) 搬入した廃棄物全量の持ち帰り(2回目以降)
搬入量制限の違反	搬入制限量を超えるものの持ち帰り	搬入制限量を超えるものの持ち帰り(初回) 搬入した廃棄物全量の持ち帰り(2回目以降)
その他搬入基準の違反	違反廃棄物の持ち帰り 又は搬入した廃棄物全量の持ち帰り	違反廃棄物の持ち帰り 又は搬入した廃棄物全量の持ち帰り